

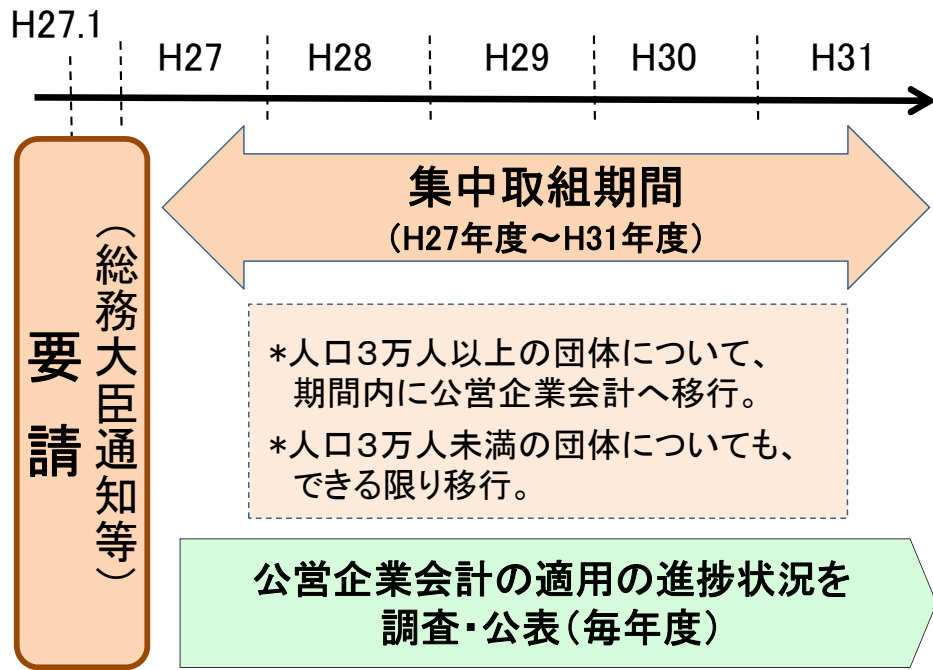
未来投資会議構造改革徹底推進会合 説明資料

下水道事業における公営企業会計の適用の状況

平成30年2月
総務省

下水道事業における公営企業会計適用の推進

- 平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)で、公営企業会計が適用されていない下水道事業等を重点事業としてその適用を要請。(平成27年1月総務大臣通知等)
＜要請内容＞
 - ・ 人口3万人以上の団体が行う事業について、集中取組期間内に移行することが必要であること
 - ・ 人口3万人未満の団体が行う事業について、できる限り移行することが必要であること(※)(※)人口3万人未満の団体については、対応できる職員が極めて少数であること、事業規模が小さいこと等を考慮し、「できる限り」の移行を要請。
- 公営企業会計の適用に関するマニュアル等の公表、アドバイザーの派遣、研修の充実、取組状況のフォローアップ、地方財政措置により、適用拡大の取組を推進。
- 下水道事業における公営企業会計の取組状況は、3万人以上の団体において98.8%が「適用済」及び「適用に取組中」となっている。3万人未満の団体においてその割合は24.8%となっている。
- 3万人未満の団体について、今後、公営企業会計適用の取組をどのように進めていくか、地方公共団体のご意見も伺いつつ、必要な対応を検討していく。



下水道事業における公営企業会計適用の取組状況 (平成29年4年1日時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合 **98.8%**

(参考)H27.3.1時点 61.0%、H28.4.1時点 92.9%

【3万人未満の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合 **24.8%**

(参考)H27.3.1時点 13.3%、H28.4.1時点 21.5%